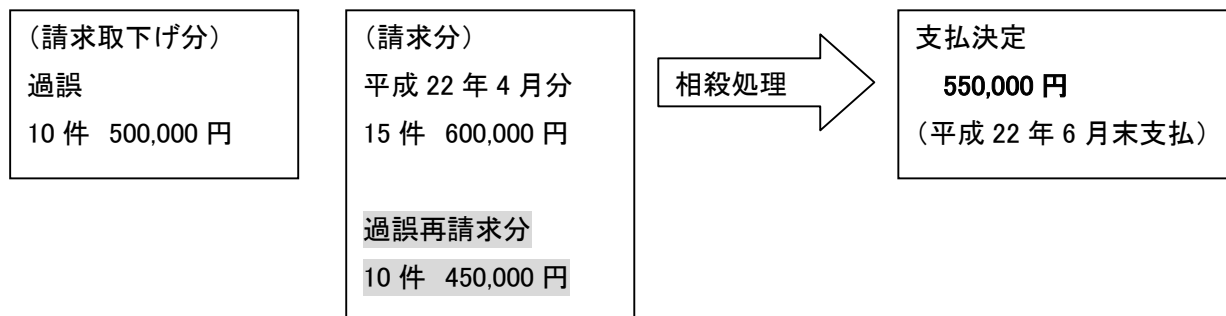


同月過誤(給付実績の取り下げと再請求を同じ月に行うことができます。)

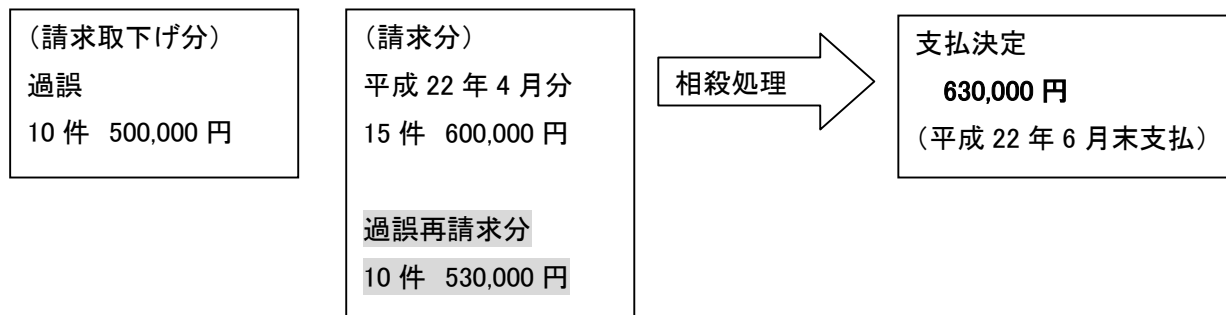
過誤処理を行う同月に、必ず連合会に再請求分を提出してください。

例:平成22年5月処理

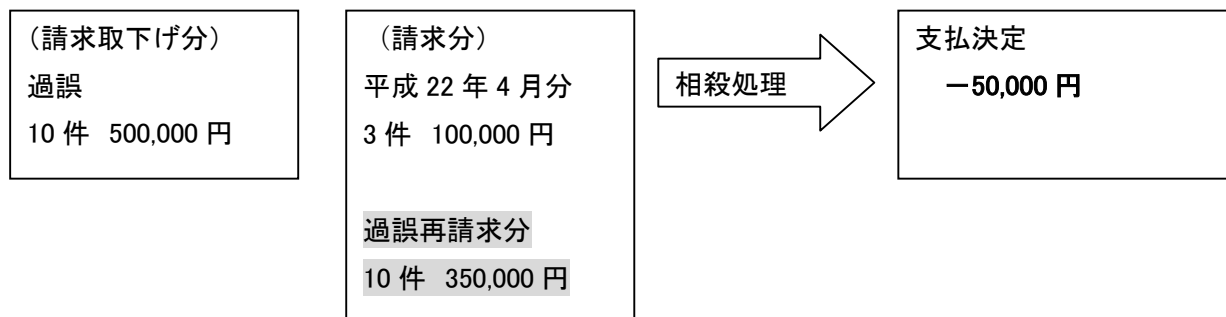
①誤って多く請求していた場合(再請求分が少なくなる)



②誤って少なく請求していた場合(再請求分が多くなる)



③過誤金額が請求金額を上回る場合



※支払決定がマイナスになった場合は、連合会が指定する期日までに現金一括にて支払をしていただくことになります。

通常過誤(給付実績の取り下げのみを行います。)

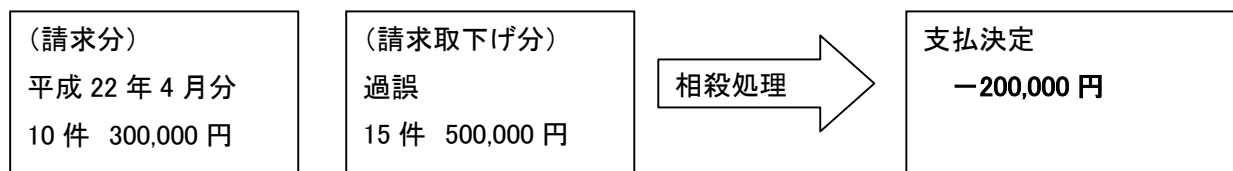
例:平成22年5月処理

①過誤金額が請求金額を下回る場合



※過誤処理が終了したことを確認の上、再請求を行ってください。

②過誤金額が請求金額を上回る場合



※支払決定がマイナスになった場合は、連合会が指定する期日までに現金一括にて支払をしていただくこととなります。

※過誤申立件数が多い場合や過誤金額が大きい場合には、分割での通常過誤処理や同月過誤処理として保険者へご相談ください。

〈過誤処理の注意点〉

① 過誤処理月の確認を！

事業所から保険者へ過誤申立をする月と、実際に連合会で過誤処理を行う月が異なることがあります。過誤申立の際に、過誤処理月の確認をしてください。

② 同月過誤の場合には必ず再請求を！

同月過誤の場合は、連合会で過誤処理を行う月の請求期間内に再請求分の請求明細書を提出してください。再請求がない場合には、過誤のみの処理となり、翌月末の支払金額に大きく影響を与えることがあります。

③ 再請求分の提出は連合会に！

保険者へ過誤申立をするだけで、請求金額の調整を行うことはできません。再請求がある場合には、必ず連合会へ請求明細書を提出してください。

(保険者によっては、過誤申立の際に正しい内容の請求明細書の添付を求められているため、連合会への再請求がもれているケースが見受けられます。ご注意ください。)